

雇用環境の整備、両立支援対策の充実に係る行動計画

職員の働き方を見直し、職員が仕事と子育てを両立させることができ、仕事生活の調和を図り働きやすい環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 行動期間 平成28年4月1日～平成37年3月31日

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業取得率を次の水準以上にする。
男性職員……………計画期間中に1人以上取得する。
女性職員……………取得率を100%にする。

<対策>

- 平成28年4月～ 男性も育児休業を取得できることを周知
- 該当者が出た場合に、その都度育児休業の取得希望者を対象の説明会の実施

目標2：平成35年4月までに所定外労働時間を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。ただし、予算・決算及び大規模災害が発生した場合は除く。

<対策>

- 平成28年4月～ 所定外労働の現状の把握
- 平成30年4月～ ノー残業デーの協議・検討、職員への周知
- 平成31年4月～ ノー残業デーの実施

目標3：平成33年4月までに年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均10日以上とする。

<対策>

- 平成28年4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 平成30年4月～ 職場内検討の開始
- 平成31年4月～ 計画的な取得に向けて職員への周知
- 平成32年4月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況を取りまとめ公表などによる方法で取得促進に向け取り組む